

# 北海道地球温暖化対策推進本部設置要綱

## 第1 目的

本道から地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指し、北海道地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## 第2 所掌事務

推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地球温暖化対策に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- （2）その他地球温暖化対策の推進のために必要な事項に関すること。

## 第3 構成

- 1 推進本部は、本部長、副本部長及び別表第1に掲げる職にある者（以下「本部員」という。）をもって構成する。
- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事（環境担当）をもって充てる。

## 第4 運営

- 1 会議は、本部長が召集し、これを主宰する。
- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第5 幹事会

- 1 推進本部に、その運営に関し必要な事項を協議するため幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、幹事長が召集し、これを主宰する。
- 4 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 5 幹事会には、専門的事項について協議、調整するため、部会を置くことができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて、部会から報告を求めることができる。

## 第6 事務局

推進本部及び幹事会の事務局は、環境生活部環境局地球温暖化対策室に置く。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

本部員	総務部長 環境生活部長 経済部長 水産林務部長 企業局長 道警本部交通部長	総合政策部長 保健福祉部長 農政部長 建設部長 教育庁教育次長 （教育長が指定する者）
-----	--	--

別表第2

幹事長	環境生活部 環境局 地球温暖化対策室長
幹事	総務部 総務課長 総合政策部 総務課長 政策審議局 参事 環境生活部 総務課長 環境局 地球温暖化対策室 参事 環境局 環境推進課長 環境局 環境推進課 環境基本計画担当課長 環境局 環境推進課 水・大気環境担当課長 環境局 循環型社会推進課長 環境局 循環型社会推進課 廃棄物対策担当課長 環境局 自然環境課長 環境局 自然環境課 知床遺産担当課長 環境局 自然環境課 特定生物担当課長 保健福祉部 総務課 政策調整担当課長 経済部 総務課 企画調整担当課長 農政部 食の安全推進局 食品政策課 農業環境担当課長 水産林務部 総務課 企画調整担当課長 建設部 建設管理局 建設政策課長 企業局 総務課長 教育庁 総務政策局 教育政策課長 道警本部 交通部 交通規制課長